

# 仕様書

IoT 推進部

## 1. 件名

IoT 社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティの広報戦略に関する調査

## 2. 目的

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／IoT 社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティ」（以下「本プロジェクト」という。）においては、セキュアな Society 5.0 の実現に向け、様々な IoT 機器を守り、社会全体の安全・安心を確立するため、IoT システム・サービス及び中小企業を含む大規模サプライチェーン全体を守ることに活用できる『サイバー・フィジカル・セキュリティ対策基盤』の開発と実証に取り組んでいる。

本調査では、「IoT 社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティ」に関する研究開発成果の実用化・事業化を継続的に推進するため、サプライチェーンの各ステークホルダーを主体に、研究開発成果を効果的に広報し、社会実装に関する課題や要望を集め、研究開発並びに社会実装計画に反映するための調査を行うことを目的とする。

## 3. 内容

以下の各業務の実施においては、適宜 NEDO へ相談の上実行すること。また、提案にあたっては、本プロジェクトの研究開発テーマ単位で実施している広報計画についても情報収集した上で行うこと。

### （1）広報戦略の策定、提案

研究開発成果の利用者である、サプライチェーンの各ステークホルダーにその研究開発成果を効果的に周知し、活用を促進するために、映像制作、講演会、展示会、シンポジウムの開催等、効果的な広報戦略を策定し、NEDO に提案すること。シンポジウムは Web 開催を基本とし、年度内に必ず 1 回は開催し、開催時期及び期間については PD、内閣府、NEDO と協議の上決定すること。なお、シンポジウム開催実施が難しい場合には代案を提案すること。

シンポジウム等を開催する際は、本プロジェクトについての知見の有無にかかわらず多くの方に情報を発信し、広報活動としての効果を十分に得られるようにすること。

内閣府の主催する展示会等への参加が要請された場合、そのとりまとめを行うこと。

映像や資料については、英語版にも対応すること。

### （2）社会実装に対する要望や期待の収集

講演会、展示会、シンポジウム等における招待者・参加者との議論内容及びアンケート実施結果を整理すること。整理する観点としては、以下を参考にすること。

- ・研究開発技術を適用する分野
- ・技術的な課題、要望
- ・社会実装をするための課題、要望
- ・人材、コスト、サプライチェーン、セキュリティの必要性など
- ・認証のあり方
- ・その他要望

### (3) 事務局業務

#### ①準備業務と運営

講演会、展示会、シンポジウム等の実施に必要な、日程調整、会場手配、会場レイアウト、工程表・運営マニュアルの作成、開催案内、招待者・参加者リスト作成、映像・ポスター・リーフレット等の関連資料(共通フォーマット含む)の立案・作成を、本プロジェクトのプログラムディレクター(PD)・NEDO 及び本プロジェクト関係者と協議の上行うこと。また、当日の運営、アンケート作成・集約、講演者の謝金、旅費精算、報告書の取り纏め等の業務を行うこと。

#### ②出展者、招待者への連絡、資料等の取りまとめ

出展者(本プロジェクトの実施事業者)及び招待講演者に上記①の工程表・運営マニュアルを周知し、策定した共通フォーマットによる資料作成を依頼し取りまとめること。

#### ③英訳等

講演会、展示会、シンポジウム等で使用する資料(本プロジェクトの研究開発計画も含む)の英訳・和訳に対応すること。また、英訳等は自動翻訳に依るのではなく、ネイティブチェックを入れる等、英語圏の読者が違和感なく読めるよう水準向上に努めること。

#### ④費用の支払い

講演者等の旅費や謝金、会場費、Web サイト構築等、シンポジウムの実施に関わる料金などの支払いを行うこと。

### (4) 広報の効果測定と分析

実施した広報活動の効果の測定・分析を行うこと。また、本プロジェクトに係る研究開発の実用化・事業化を促進するための意見や課題を抽出し、調査結果としてまとめること。

### (5) その他

NEDO からの要請があった場合は、協議の上、可能な限り反映すること。当該調査の実施により知り得た個人情報、当該調査のためだけに利用することとし、調査終了後は速やかに情報を破棄すること。

## 4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2022 年 3 月 18 日(金)まで

## 5. 報告書

提出期限：調査報告書 2022 年 3 月 18 日(金)

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

## 6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上